

庄内町建築物耐震改修促進計画

庄 内 町

平成20年 3月
(最終改定:令和 4年 3月)

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 2
庄内町建築物耐震改修促進計画	
1 目的	・ ・ ・ ・ ・ 3
2 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ 3
(2) 計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1) 想定される地震の規模、被害状況	・ ・ ・ ・ ・ 3
(2) 耐震化の現状	・ ・ ・ ・ ・ 5
(3) 耐震改修等の用途別目標の設定	・ ・ ・ ・ ・ 8
(4) 公共建築物の耐震化情報の開示	・ ・ ・ ・ ・ 11
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	・ ・ ・ ・ ・ 11
(1) 基本的な取組方針	・ ・ ・ ・ ・ 11
(2) 所有者等、町、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方	・ ・ ・ 11
(3) 促進を図る支援策	・ ・ ・ ・ ・ 12
(4) 改修実施への環境整備	・ ・ ・ ・ ・ 13
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策	・ ・ ・ ・ ・ 14
(6) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化	・ ・ ・ ・ ・ 14
(7) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化	・ ・ ・ ・ ・ 14
(8) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化	・ ・ ・ ・ ・ 14
(9) 改正法に伴うその他の促進策	・ ・ ・ ・ ・ 15
(10) その他の促進策	・ ・ ・ ・ ・ 15
5 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	・ ・ ・ ・ ・ 15
(1) 地震ハザードマップの活用	・ ・ ・ ・ ・ 15
(2) 相談体制整備・情報提供の充実	・ ・ ・ ・ ・ 16
(3) パンフレット配布等の啓発活動	・ ・ ・ ・ ・ 17
(4) 家具転倒防止策	・ ・ ・ ・ ・ 17
(5) 自治会との連携	・ ・ ・ ・ ・ 17
6 建築基準法、所管行政庁との連携	・ ・ ・ ・ ・ 17
7 その他の関連施策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 17
(1) 関係団体による協議会設置	・ ・ ・ ・ ・ 17

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及び住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となりました。地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでありました。この倒壊した住宅からの出火、延焼によって被害が拡大しただけでなく、倒壊した住宅や建築物が道路をふさいだことが効率的な救助、消火活動の妨げとなり、いっそうの被害の拡大をもたらしました。このため、国は阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

山形県では平成14年に国の地震調査研究本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯等4断層帯の評価」が発表され、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8クラスの大規模地震が今後30年以内にほぼ0～7%の確率で発生する可能性が指摘されました。県ではこの評価を始めとする県内4断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施してきました。

しかしながら近年、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の石川県能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震等大地震が頻発し、さらには、令和元年6月に山形県沖を震源とする地震が発生し、庄内地域でも大きな被害に襲われました。

こうした状況の中において、国は耐震改修を緊急に促進させるために平成18年1月に耐震改修促進法を改正した。県では、平成19年1月、県内の住宅・建築物の耐震化を促進させるため「山形県建築物耐震改修促進計画」を策定しました。本町においても当該法律改正や被害調査報告、県の耐震改修促進計画策定を踏まえ、今後の大地震に対する備えとして、昭和56年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「庄内町建築物耐震改修促進計画」を定めるものであります。

1 目的

「庄内町建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、町民の生命や財産を保護し、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、既存建築物等の耐震性向上策として、県と町等が連携しつつ耐震診断・改修等を総合的・計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定する本計画は、「庄内町地域防災計画（第2編震災対策編）」（平成26年2月改定）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

●耐震改修促進計画の位置づけ

（法律）災害対策基本法・建築基準法・建築物の耐震改修の促進に関する法律

（国）防災基本計画

（県）山形県地域防災計画（震災対策編）

山形県建築物耐震改修促進計画・山形県公共施設等耐震化基本指針

（町）庄内町地域防災計画（震災対策編）

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年度までとする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 住宅・建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

県内においては、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び長井盆地西縁断層帯の4つの主要な断層帯が存在し、3つの断層帯で阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.5～7.8クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている。また、平成15年6月に地震調査研究推進本部の「日本海東縁部の地震活動の長期評価」において、「山形県沖の地震」の長期評価が公表された。（表－1）

特に、山形盆地断層帯及び庄内平野東縁断層帯は今後30年以内の発生確率が0～6.7%と全国の断層帯と比較しても高い数値で想定されている。

(表－1) 想定地震の長期評価一覧

区分	震源域	最大規定地震の規模	位置	断層の長さ	30年以内の発生確率	公表年月
内陸	庄内平野東縁断層帯	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	平成21年10月
	新庄盆地断層帯	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下	平成23年 5月
	山形盆地断層帯	M7.8程度	大石田町～上市市	約60km	0.02～8%	平成19年 8月
	長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	平成17年 2月
海溝型	山形県沖	M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%	平成15年 6月

(山形県沖の地震以外は、県危機管理課資料による)



1：北境地点 2：土測地点 3：朴ノ木沢地点 4：山崎地点
 A、B：反射法弾性波探査測線（A：文献11 B：文献12）
 ●：断層帯の北端と南端
 断層の位置は文献1に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「酒田」「新庄」を使用。

県が調査した、想定される地震における被害想定について表－2に示す。

庄内平野東縁断層帯地震被害想定調査による本町の被害想定は、冬季早朝の発生ケースで被害が最大になり、死者124人、負傷者1,411人、避難者3,565人、建物の倒壊は全壊1,

379棟、半壊2,205棟と予測されている。

(表-2) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

	庄内平野東縁 断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井盆地西縁 断層帯
(公表年月)	平成18年6月	平成10年3月	平成14年12月	平成18年6月
想定 マグニチュード	M7.5	M7.1	M7.8	M7.7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難者	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定(県危機管理課資料による)

(2) 耐震化の現状

① 住宅

令和2年1月1日現在、町内には住宅総数6,968戸があり、うち木造住宅が6,815戸で全体の97.8%と高い比率を占めている。その中でも昭和56年5月31日以前(以下昭和56年以前とする)に建築された木造住宅は3,953戸あり、木造住宅の約58.0%を占めることから、木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。(表-3)

県が簡易診断により実施した耐震実態調査及び無料耐震診断等の結果によると、昭和56年以前建築の住宅であっても比較的耐震性があると推定される。(表-4)

このことから、木造住宅については、昭和56年以前に建築された3,953戸のうち、表-4から32%が耐震性があるものと想定し、約1,260戸が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる木造住宅は昭和56年6月1日以降(以下、昭和57年以降とする)建築の2,650戸と合わせて3,910戸となり、耐震化率57.4%と推定される。

非木造の住宅は、表-3によると戸建住宅・共同住宅等を合わせて153戸があり、昭和56年以前に建築された18戸のうち、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値76%で算定すると約13戸の住宅が耐震性ありと推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和57年以降建築された135戸と合わせた148戸で、耐震化率は約96.7%と推定される。

したがって、庄内町の令和2年1月1日時点における住宅の耐震化状況については、昭和57年以降に建築された住宅2,785戸、昭和56年以前に建築された住宅で耐震性があると考えられる木造住宅1,260戸、非木造等13戸の計4,058戸で、耐震化率58.2%と推定される。(表-5)

(表-3) 住宅の建設年代別戸数 (単位: 戸)

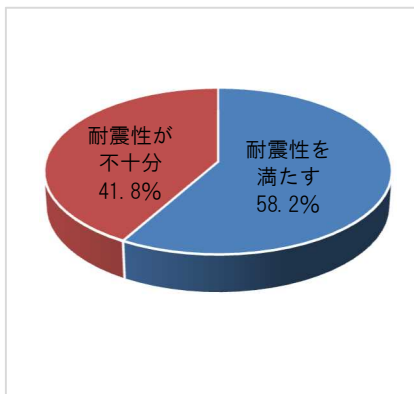
建設年代	H20.3		H27.1		R2.1	
	戸建 木造住宅	左記以外 の住宅	戸建 木造住宅	左記以外 の住宅	戸建 木造住宅	左記以外 の住宅
～昭和35年 (～1960)	1,166	0	1,063	0	976	0
昭和36年～昭和45年 (1961～1970)	1,449	5	1,382	6	1,279	6
昭和46年～昭和56年 (1971～1981)	1,825	13	1,798	12	1,698	12
昭和56年以前 小計	4,440	18	4,243	18	3,953	18
	4,458 (65.1%)		4,261 (60.3%)		3,971 (57.0%)	
昭和57年～平成2年 (1982～1990)	700	8	716	13	699	12
平成3年～平成12年 (1991～2000)	955	73	968	76	946	74
平成13年～平成18年 (2001～2006)	380	18	382	19	375	18
平成19年～ (2007～)	-	-	391	19	630	31
昭和57年以降 小計	2,035	99	2,457	127	2,650	135
	2,134 (31.2%)		2,584 (36.5%)		2,785 (40.0%)	
不詳	255	-	226	-	212	-
	255 (3.7%)		226 (3.2%)		212 (3.0%)	
合計	6,730	117	6,926	145	6,815	153
	6,847 (100%)		7,071 (100%)		6,968 (100%)	

(町税務町民課統計による)

(表-4) 昭和56年以前建築木造住宅の耐震診断結果

県内で実施した耐震診断	診断件数	耐震性あり	耐震性なし
平成15年度 簡易診断による耐震実態調査	51件	8件(15.7%)	43件(84.3%)
平成16年度 簡易診断による無料耐震診断等	27件	15件(55.5%)	12件(44.5%)
平成17年度 簡易診断による無料耐震診断等	179件	59件(33.0%)	120件(67.0%)
計	257件	82件(31.9%)	175件(68.1%)

(表-5) 住宅の耐震化率の推定

住宅総数 6,968戸	昭和57年以降 2,785戸	木造2,650戸 非木造 135戸	耐震性を満たす 4,058戸 58.2%	
	昭和56年以前 3,971戸	木造1,260戸(32%) 非木造 13戸(72%)	耐震性が不十分 2,910戸 41.8%	
		木造2,693戸(68%) 非木造 5戸(28%)		
	不詳212戸	木造 212戸		

(令和2年1月町税務町民課統計による)

② 建築物

a 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）第14条第1号から第3号に該当する建築物で、施行令第6条及び第7条で定める建築物である。（表-6）

(表-6) 特定既存耐震不適格建築物対象耐震化状況

令和3年4月1日

用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済	用途	対象棟数	診断棟数	耐震性有	耐震化済
学校等	9	9	1	9	劇場・集会場	0	0	0	0
体育館(一般供用)	1	1	0	0	店舗等	0	0	0	0
社会福祉施設等	0	0	0	0	ホテル・旅館	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	0	0	0	0	公共庁舎等	3	3	1	2
危険物貯蔵	0	0	0	0	その他	1	0	0	0
病院・診療所	0	0	0	0	合計	14	13	2	11

※耐震化済みには、耐震性有り・耐震改修実施済みを含む。

b 公共施設（町有施設、令和3年4月1日現在）

町が所有等する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設等総数139棟の内文教施設が38棟で約27.3%を占めている。昭和56年以前に建築された町施設は41棟で全体の29.5%を占め、その耐震診断率は全体で95.1%、耐震化率は97.8%である。（表-7）

(表-7) 町公共施設(防災活動拠点施設等となる建築物)施設区別耐震改修状況

施設区分	全棟数 A	S57年以降建築棟数 B	S56年以前建築棟数 C	S56年以前建築の棟数に占める割合 C/A%	耐震診断実施済みの棟数 D	改修等不要な棟数 E	改修等必要な棟数 F	改修済みの棟数		耐震診断未実施の棟数 I=C-D	耐震化済の棟数 J=B+E+G	耐震化未実施の棟数 K=H+I	耐震診断実施率 D/C%	耐震化率 J/A%	
								改修済み棟数 G	改修未実施の棟数 H						
1 社会福祉施設	2	2	0	-	0	0	0	0	0	0	2	0	100.0	100.0	
(うち防災拠点)	(2)	(2)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(100.0)	(100.0)	
2 文教施設	38	11	27	71.1	27	6	21	21	0	0	38	0	100.0	100.0	
(うち防災拠点)	(38)	(11)	(27)	(71.1)	(27)	(6)	(21)	(21)	(0)	(0)	(38)	(0)	(100.0)	(100.0)	
幼稚園	9	1	8	88.9	8	2	6	6	0	0	9	0	100.0	100.0	
	(うち防災拠点)	(9)	(1)	(8)	(88.9)	(8)	(2)	(6)	(6)	(0)	(9)	(0)	(100.0)	(100.0)	
	小学校	20	1	19	95.0	19	4	15	15	0	0	20	0	100.0	100.0
	(うち防災拠点)	(20)	(1)	(19)	(95.0)	(19)	(4)	(15)	(15)	(0)	(0)	(20)	(0)	(100.0)	(100.0)
	中学校	9	9	0	-	0	0	0	0	0	0	9	0	-	100.0
	(うち防災拠点)	(9)	(9)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)	(0)	(-)	(100.0)
3 庁舎等	4	2	2	50.0	2	0	2	2	0	0	4	0	100.0	100.0	
(うち防災拠点)	(4)	(2)	(2)	(50.0)	(2)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	(4)	(0)	(100.0)	(100.0)	
4 公民館等	14	10	4	28.6	4	0	4	4	0	0	14	0	100.0	100.0	
(うち防災拠点)	(9)	(6)	(3)	(33.3)	(3)	(0)	(3)	(3)	(0)	(0)	(14)	(0)	(100.0)	(100.0)	
5 体育館等	9	4	5	55.6	5	0	5	4	1	0	8	1	100.0	88.9	
(うち防災拠点)	(8)	(4)	(4)	(50.0)	(4)	(0)	(4)	(3)	(1)	(0)	(3)	(0)	(100.0)	(100.0)	
6 消防署等	2	2	0	-	0	0	0	0	0	0	2	0	100.0	100.0	
(うち防災拠点)	(2)	(2)	(0)	(100.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(100.0)	(100.0)	
7 公営住宅等	58	58	0	-	0	0	0	0	0	0	58	0	-	100.0	
(うち防災拠点)	(0)	(0)	(0)	(-)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(100.0)	
8 その他	12	9	3	25.0	1	1	0	0	0	2	10	2	33.3	83.3	
(うち防災拠点)	(7)	(4)	(3)	(42.9)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(5)	(2)	(33.3)	(71.4)	
合計	139	98	41	29.5	39	7	32	31	1	2	136	3	95.1	97.8	
(うち防災拠点)	(70)	(31)	(39)	(55.7)	(37)	(7)	(30)	(29)	(1)	(2)	(68)	(2)	(94.9)	(97.1)	

(3) 耐震改修等の用途別目標の設定

庄内町の住宅・建築物の耐震化は想定されている「庄内平野東縁断層帯」の被害想定を勘案すると地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本指針による耐震化率目標と同じとす

る。

また、町所有等の公共施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要がある。

① 住宅

■ 令和7年度の住宅の耐震化率目標

住宅の令和7年度における耐震化率目標を95%とする。

令和元年度耐震化率	令和7年度耐震化率
58.2%	95%

		令和元年度推計値			令和7年度目標
住宅	総数	6,968戸			6,968戸
	うち耐震性あり	4,058戸 (58.2%)			6,619戸 (95%)
	うち耐震性なし	2,910戸 (41.8%)			349戸 (5%)

耐震改修必要戸数

$$2,910戸 - 349戸 = 2,561戸$$

		令和元年度推計値			令和7年度目標
(非木造)		153戸			153戸
	うち耐震性あり	148戸 (96.7%)			149戸 (97.4%)
	うち耐震性なし	5戸 (3.3%)			4戸 (2.6%)
(戸建木造住宅)		6,815戸			6,815戸
	うち耐震性あり	3,910戸 (57.4%)			6,470戸 (94.9%)
	うち耐震性なし	2,905戸 (42.6%)			345戸 (5.1%)

■ 目標達成のために必要な戸数

目標とする耐震化率95%を達成するためには、令和元年度推計値の耐震性なしの2,910戸から令和7年度目標値の耐震性なし349戸を差し引いた、2,561戸の耐震改修等が必要である。

② 建築物

本町における昭和56年以前の特定既存耐震不適格建築物について、民間施設はなく公共施設のみである。したがって、公共施設は、公共施設の整備計画の中で防災活動拠点施設を中心に耐震診断を早急に実施し、年次計画で耐震改修を推進していく。

a 公共施設

- ① 町有施設の防災活動拠点施設の耐震化率目標は、町民が安心して利用でき防災上重要な施設として機能する必要があるため概ね全施設の耐震化を目指すものとする。

● 社会福祉施設（老人福祉センター、保育園）

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
100% (うち防災拠点100%)	100%

● 文教施設（幼稚園、小学校、中学校）

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
100% (うち防災拠点100%)	100%

● 庁舎等（本庁舎、支所等）

災害時の防災活動拠点施設であり、災害時における最大の行政サービスを提供する施設になるため耐震化を急ぐ。

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
60.0% (うち防災拠点60.0%)	100%

- ・ 耐震化率目標達成のため、耐震化等に努める。

● 公民館等

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
78.6% (うち防災拠点77.8%)	100%

- ・ 耐震化率目標達成のため、耐震化等に努める。

● 体育館等

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
40.0% (うち防災拠点50.0%)	90%

- ・ 耐震化率目標達成のため、耐震化等に努める。

● 消防署等

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
50.0% (うち防災拠点50.0%)	100%

- ・ 耐震化率目標達成のため、耐震化等に努める。

● 公営住宅

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
100% (うち防災拠点 -%)	100%

● その他施設（防災センター、風車村等）

平成26年度耐震化率	令和7年度耐震化率
64.3% (うち防災拠点75.0%)	100%

- ・ 耐震化目標達成のため、耐震化等に努める。

(4) 公共建築物の耐震化情報の開示

防災活動拠点施設である町施設については耐震診断を速やかに行い、その後、施設の耐震性を公表し情報開示することに努める。

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、改正法により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県又は本町の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁（県）により結果は公表されることとなった。

このことから、町内の住宅・建築物の所有者・管理者（以下、「所有者等」）が自ら耐震化に努めることを基本としながら、本町においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

(2) 所有者等、町、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方

① 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要である。

② 町の役割

町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

- ア 庄内町建築物耐震改修促進計画の改定
- イ 耐震化支援策の実施
- ウ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- エ 木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

③ 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努めるものとする。

ア 耐震化に必要な技術的な支援の実施

イ 情報提供、啓発等の実施

④ 所管行政庁の役割

所管行政庁（県）は、改正法の適正な運用に努め、住宅・建築物の耐震化状況の情報収集により、必要に応じて所有者等や町への指導・助言、指示又は命令等を行い、耐震化を促進することとする。

(3) 促進を図る支援策

(町の取組)

町は、国の補助を活用して住宅・建築物耐震化の促進を図るため、まずは町内の木造住宅で平成12年6月以前建築した住宅の耐震診断について補助制度を整え実施する。そして、その紹介・周知を通じ耐震に対する町民の意識の向上、普及、啓発等により耐震化率の向上につなげていく。

また、「庄内町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、戸別訪問やダイレクトメール等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や、耐震診断支援を受けた住宅所有者に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組等、住宅の耐震化を総合的に推進する。

① 木造住宅耐震診断事業

制度概要

町内の居住の用に供する住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に、耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、もって木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

耐震診断士の派遣に要する費用は、1棟当たり103,400円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、派遣対象者が9,400円、町が94,000円を負担するものとする。

対象となる住宅は、木造で平成12年5月31日以前着工したもの。延べ面積の1/2以上が自己の居住用のもの。地上階数が2以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの。

② 融資制度（庄内町持家住宅建設資金特別貸付利子補給制度）

制度概要

住宅建設資金 自ら居住する住宅の修繕、増改築、新築工事

附属建物の建設、門扉等の住環境の整備

店舗建設資金 小売業者、サービス業者等が自ら営む店舗等の修繕、増改築、新築工事

身障者住宅改良資金

障害1級～4級までの身障者の方、または身障者の方と同居する住宅及び併用住宅の修繕、増改築、新築工事

貸付条件 住宅建設資金及び店舗建設資金は、10万円単位で10万円～500万円、同じく身障者600万円まで（総事業費の80%まで）。

貸付利率年1.7%（超える分を町補給）。返済期間10年以内。

その他改修等については県の有利な支援制度（「やまがたの家需要創出事業」）を紹介するなど耐震化を行っていく。

（税制上の特例）

既存住宅に係る耐震改修促進税制

・所得税額の特別控除 ・固定資産税の減額

③ 建築物耐震診断事業

制度概要

地震に対する建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めることを目的に、民間建築物で木造住宅耐震診断事業の対象とならない建築物の所有者が行う耐震診断に要する経費に対し、対象建築物の耐震診断に要する費用に3分の2を乗じた額で床面積区分に応じた額を限度とし、町が補助をするものとする。

（4）改修実施への環境整備

改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等の改修についての疑問や問い合わせに関して安心して耐震改修が行えるよう、県及び各総合支庁の建築課等に耐震相談窓口を設置することを受けて、町も建設課に相談窓口を設置し専門的なことや技術的なことは除いて相談、情報提供を行うなどにより環境を整備する。

① 木造住宅耐震改修事業

制度概要

対象建物 以下の条件をすべて満たす建物

木造で平成12年5月31日以前着工した住宅

延べ面積の1/2以上が自己の居住用の住宅

地上階数が2以下で、延べ面積が500平方メートル以下の住宅

木造住宅耐震診断の結果が総合評点1.0未満の建物

耐震改修計画、耐震設計を耐震診断士が作成

耐震改修実施により総合評点が1.0以上となる建物

補助内容 耐震改修に要する費用の2分の1（上限100万円）

関連する国、県の事業等

防災・安全交付金、やまがたの家需要創出事業（耐震改修工事補助）

(5) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

- 自分の家・建物は大丈夫と思っている（地震はこないと思っている）人に対し町民の生命・財産を守る立場から危機管理係と連携し広報誌やホームページ等で耐震化の必要性や地震防災知識の普及・啓発を行い、耐震診断・改修へ誘導する。
- 町は県と連携し、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路（（7）要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の②に定める避難道路）、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として安全の確保について指導・啓発する。
- 町は県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、天井及び看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(6) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要であるが、防災拠点施設の耐震化が遅れている状況である。

県計画で要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）に指定された場合は、耐震化に協力していく。

(7) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化

地震時において、住宅・建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、県が改正法第5条第3項第2号及び第3号の道路として指定すべきか検討を行う際は、協力するものとする。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路

庄内町地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難道路

(8) 改正法に伴うその他の促進策

① 計画の認定及び区分所有建築物の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、県及び市町村はその周知を図ることとする。

また、耐震診断を行なった区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となる。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する耐震改修のための決議要件について、3/4から1/2に緩和されることから、その周知を図

る。

② 地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、その旨を表示することが可能となる。

表示制度の活用により、営業上の優位性が考えられるが、表示制度は任意であり表示が付されていないことをもって、住宅・建築物の耐震性を有さないこととはならないことを利用者等に十分な理解が得られるよう留意し、その周知を図る。

(9) その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため土砂災害等危険住宅移転事業を活用し、地震被害を軽減する。

○土砂災害等危険住宅移転事業

国が定めるがけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付決定を受けた事業の内、知事が指定した「土砂災害特別警戒区域」に現存する危険住宅を除却する事業。

5 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの活用

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を町民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する重要性がある。

町では県の資料提供等を受け「地盤の揺れやすさ」がわかる地震ハザードマップ（震度マップ）を平成21年3月に作成・公表を行ったところであるが、今後も啓発に努めると共に、必要に応じて更新を行うものとする。

庄内町 地震ハザードマップ

はれやすきマップ

庄内町 連絡先 〒999-8001 庄内町野川大字第2番 TEL: 58-3324 FAX: 58-3255

はれやすきマップとは

庄内町では、今後発生する可能性のある地震について広域の震源・震心と震度を想定しているが、実際の地震発生状況は、震源・震心・震度の異なる場所から発生し、震度・揺れ幅・揺れ時間・揺れ継続時間などにより、実際の被害状況は、想定されたものと異なる場合があります。また、実際の被害状況は、震源・震心・震度の異なる場所から発生し、震度・揺れ幅・揺れ時間・揺れ継続時間などにより、実際の被害状況は、想定されたものと異なる場合があります。

地震ハザードマップ

庄内町域を色分けして表示し、震度や揺れ幅、揺れ継続時間などにより、実際の被害状況は、想定されたものと異なる場合があります。

注目した施設

庄内町庁舎耐震診断

庄内町庁舎耐震診断は、庄内町庁舎の耐震性を確認するため実施されたものです。診断結果に基づき、必要に応じて耐震補修が行われる予定です。

児童センター耐震診断

児童センターの耐震性を確認するため実施されたものです。診断結果に基づき、必要に応じて耐震補修が行われる予定です。

家の中の安全性の向上

家の中の安全性の向上を図る

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、家の中の安全性を向上させることが重要です。

耐震診断・改修の重要性

住宅の耐震性について

住宅の耐震性を確認し、必要に応じて改修を行うことで、地震発生時の被害を軽減することができます。

地震と揺れによる被害の状況

震度	被害の状況
2.0	物や家具が倒壊し、破損する。壁や天井が剥がれる。ガラスが割れる。電線が断れる。
3.0	物や家具が倒壊し、破損する。壁や天井が剥がれる。ガラスが割れる。電線が断れる。土砂が崩れる。水が漏れる。
4.0	物や家具が倒壊し、破損する。壁や天井が剥がれる。ガラスが割れる。電線が断れる。土砂が崩れる。水が漏れる。道路が陥没する。
5.0	物や家具が倒壊し、破損する。壁や天井が剥がれる。ガラスが割れる。電線が断れる。土砂が崩れる。水が漏れる。道路が陥没する。建物に被害が生じる。
6.0	物や家具が倒壊し、破損する。壁や天井が剥がれる。ガラスが割れる。電線が断れる。土砂が崩れる。水が漏れる。道路が陥没する。建物に被害が生じる。大規模な被害が生じる。

災害伝言ダイヤルのかけかた

災害発生時に、119や112にかけられない場合に、1171にかけると、災害伝言ダイヤルが利用できます。

地震発生時の心構え・行動のポイント

震度	心構え・行動のポイント
震度1	揺れを感じたら、机やテーブルの下に隠れる。家具が倒壊するのを防ぐ。
震度2	揺れを感じたら、机やテーブルの下に隠れる。家具が倒壊するのを防ぐ。
震度3	揺れを感じたら、机やテーブルの下に隠れる。家具が倒壊するのを防ぐ。
震度4	揺れを感じたら、机やテーブルの下に隠れる。家具が倒壊するのを防ぐ。
震度5	揺れを感じたら、机やテーブルの下に隠れる。家具が倒壊するのを防ぐ。
震度6	揺れを感じたら、机やテーブルの下に隠れる。家具が倒壊するのを防ぐ。

避難場所一覧

避難場所	住所	備考
庄内町庁舎	庄内町野川大字第2番	庁舎内避難場所
児童センター	庄内町野川大字第3番	児童センター内避難場所
公民館	庄内町野川大字第4番	公民館内避難場所
学校	庄内町野川大字第5番	学校内避難場所
公園	庄内町野川大字第6番	公園内避難場所
体育館	庄内町野川大字第7番	体育館内避難場所
市民会館	庄内町野川大字第8番	市民会館内避難場所
図書館	庄内町野川大字第9番	図書館内避難場所
公民館	庄内町野川大字第10番	公民館内避難場所
学校	庄内町野川大字第11番	学校内避難場所
公園	庄内町野川大字第12番	公園内避難場所
体育館	庄内町野川大字第13番	体育館内避難場所
市民会館	庄内町野川大字第14番	市民会館内避難場所
図書館	庄内町野川大字第15番	図書館内避難場所
公民館	庄内町野川大字第16番	公民館内避難場所
学校	庄内町野川大字第17番	学校内避難場所
公園	庄内町野川大字第18番	公園内避難場所
体育館	庄内町野川大字第19番	体育館内避難場所
市民会館	庄内町野川大字第20番	市民会館内避難場所

凡例

震度2以上 震度3以上 震度4以上 震度5以上 震度6以上

庄内町庁舎耐震診断済 児童センター耐震診断済

庄内町庁舎耐震診断済 児童センター耐震診断済

(2) 相談体制整備・情報提供の充実

住宅・建築物所有者が耐震化について相談する体制整備のため、建設課に相談窓口を設置する。相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については専門機関の相談窓口を紹介する。

また、建築物の設計施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体からもできる範囲で相談に応ずるよう努めてもらう。

(3) パンフレット配布等の啓発活動

- ① 広く町民に対して、耐震化への意識向上を図るためにパンフレットを配布し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修に関する知識や情報を提供する。また、多数集まる公民館等に耐震化促進のポスターを掲示しパンフレットも備える。
- ② 広報誌や町のホームページを活用し、耐震改修等事業や融資制度の活用等、広く町民に耐震化の啓発を行う。
- ③ 県と連携し、住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化のPRを行う。

(4) 家具転倒防止策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具などの転倒防止策が行なわれていない場合、死傷の原因や避難などの障害となるおそれがある。

町は県と連携し、地震発生時における家具類の転倒による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、自らできる地震対策への取組みについて普及啓発を図る。

(5) 自治会との連携

地震防災対策では「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。自治会や自主防災組織などの地域活動組織は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成等幅広い取組みが必要で、このような地域の取組みを支援していく。

6 建築基準法、所管行政庁との連携

町は、所管行政庁が必要に応じて所有者に対して行う指導、助言等に協力し耐震化を促進することとする。

7 その他の関連施策の推進

(1) 関係団体による協議会設置

住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたることとし、県・市町村・建築関係団体等で構成する総合的な地震対策推進協議会を活用し、建築物の耐震化を促進する。